

サンコールグループ グリーン調達 ガイドライン

Ver 5.0

2017年 4月 1日

サンコール株式会社

業務・管理部門	調達・物流部
品質・安全環境部門	品質保証部
	安全環境整備部

目 次

1. はじめに
2. サンコールグループの環境保全への取り組み
3. サンコールグループのグリーン調達に関する考え方
4. お取引先様へのお願い事項
5. グリーン調達ガイドラインの運用について
6. 帳票の提出について

＜添付帳票＞『グリーン調達 取引先調査表』（別紙 1-1,1-2）
『環境負荷物質 非含有宣言書』（別紙 2）
『環境負荷物質 含有申請書』（別紙 3）
『環境窓口責任者登録』（別紙 4）

『環境負荷物質管理基準（自動車部品）』（付表 1-1）
『環境負荷物質管理基準（電機・電子製品）』（付表 1-2）
『適用除外環境負荷物質リスト』（付表 2）
『環境負荷物質確認フロー』（付表 3）

尚、サンコールグループの顧客は、自動車関連、電子・情報関連と多種多様である為、環境負荷物質(禁止物質、管理対象物質)※1の確認は、サンコールグループの顧客から配付されているグリーン調達基準等で確認する事。

※1 環境負荷物質：部品、材料等に含有される物質の内、環境の保全上、又は人の健康維持に支障の原因となる恐れのある物質でサンコールグループのお客様やサンコールが指定した化学物質のこと。

1. はじめに

社会全体の地球環境問題への認識も高まり、企業活動におきましても自主的な環境への取り組みが重要課題の一つとなっています。

こうした中、サンコールグループ(以下サンコール)は、人と環境、そして地域と調和した企業を目指し活動を推進しております。

2001年4月から「グリーン購入法」が全面施行されており、サンコールでは、お取引先の皆様を含めた総合的な環境マネジメントシステムの構築により、環境への負荷の着実な低減及び環境リスクの回避をはかっていく所存であります。

この様な観点から、お取引先様には環境保全活動にご配慮いただき、サンコールと足並みを揃えて推進して行きたい為、「グリーン調達」ガイドラインとして取りまとめました。

グリーン調達はお取引先様のご理解無くしては前に進みません。

サンコールの「グリーン調達」に関する基本的な考え方をご理解の上、本書に、沿った形でご協力いただきますようお願い致します。

業務・管理部門	調達・物流部
品質・安全環境部門	品質保証部
	安全環境整備部

2. サンコールの環境保全への取り組み

京都議定書採択の地である京都市に工場を構えるサンコールは、1998年8月「環境方針」を制定し、京都市右京区の本社工場でISO14001を認証取得。更に2000年11月に全事業所で認証取得をし、2006年4月には、京都府&京都市の地球温暖化防止条例の施行を踏まえて、この「環境方針」を改訂し、全社を挙げて環境保全に取り組んでいます。

又、EU諸国を始めとする、全世界的な化学物質規制に対応すべく、環境負荷物質の管理体制を構築するとともに、弊社に様々な部材を納入していただいておりますお取引様と共に、環境負荷物質の管理を徹底していきます。

サンコールグループの環境方針

基本理念

地球社会の一員として、公德優先、人間尊重をベースに技術集約型精密製品の創造をビジネステーマとした事業活動の中で、自然環境の保全に万全を期すとともに、貴重な資源を大切にし、地球環境に貢献します。

行動指針

1. 電子・情報機器関連部品、自動車製品関連部品、精密機能材料の事業活動において、積極的に環境の保全に取り組みます。
2. 環境マネジメントシステムを推進し、技術的・経済的可能な範囲で、継続的な環境改善を行い、汚染の未然防止に努めます。
3. 関連する環境法規制及び協定事項を遵守し、環境保全に取り組みます。
4. 環境保全を推進するため環境目的・目標を定め、廃棄物の減量、省エネルギー、省資源、地球温暖化ガスの削減に取り組みます。また、環境目的・目標は定期的に見直し、必要に応じて改訂します。
5. 地域周辺への環境保全に配慮し、地域から信頼される事業活動を行います。
6. この方針は、社外の要請に応じて公開します。

改訂 2017年4月1日

サンコール株式会社

環境経営者 大谷 忠雄

3. サンコールのグリーン調達に関する考え方

(1) 目的

お取引先様から環境負荷の小さい製品、主要材料、副資材、梱包・包装資材の調達を推進し、環境に調和した製品作り及び開発・設計を行う事で、お客様に環境に配慮した製品をお届けし、前記環境方針を達成する。又、グリーン調達の推進により、お取引先様と共に環境負荷低減を実現する。

(2) グリーン調達とは

積極的に環境保全活動に取り組んでいるお取引先様から減量化・長寿命化・再資源化・分解性・処理容易・省エネルギー性等を考慮した、環境負荷の少ない製品、主要材料、副資材、梱包・包装資材を調達することです。

(3) 適用範囲

弊社製品に係わるお取引先様から購入する製品、主要材料、副資材、梱包・包装資材に適用する。サンコールで製品にマーキングするマジックペン、印字インク等の一部の事務用品には適用する。

設備、治工具、評価試験用機材及び事務用品には適用致しません。

(4) グリーン調達推進にあたってのガイドライン

サンコールは、グリーン調達を推進する為、お取引先様の環境保全活動とお取引先様から購入させて頂く製品、主要材料、副資材、梱包・包装資材の環境保全状況の両面を重要視しております。お取引先様におかれましても、本ガイドラインを満たすべく、積極的に環境保全に取り組んでくださいます様、お願い致します。

(5) サンコールお取引先様認定条件

①サンコール購入・使用禁止化学物質及び最終顧客におけるグリーン調達基準書等で指定された物質の不使用を必須条件とする。

②環境改善活動に対する姿勢として下記項目ア、イ、ウのいずれかを満たしていること。

ア. ISO14001の認証取得

イ. 自治体認証の環境システム取得

(例. KES: 京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)

ウ. 環境に対する社内体制を確立している。

(環境に対しての理念、方針を明らかにしている。)

サンコールの取引先として上記①および②の条件を満たす事を原則とする。

4. お取引先様へのお願い事項

サンコールは、お取引先様の環境保全状況並びにお取引先様から購入させて頂く製品、主要材料、副資材、梱包・包装資材の環境保全状況に関するデータを活用する事により、環境に配慮した製品をお客様にお届けする取り組みを強化して参ります。

お取引先様におかれましては、循環型社会の実現に向け、環境保全活動の継続的な取り組みをお願い致します。

5. グリーン調達ガイドラインの運用について

グリーン調達を推進していく為に下記帳票の提出をお願い致します。

(1) 『グリーン調達 取引先調査表』(別紙1)の提出

- ・ ISO14001 認証取得状況
- ・ 「グリーン調達」への取り組み状況
- ・ 環境負荷物質の管理体制について
- ・ 環境保全活動について

(2) 『環境負荷物質 非含有宣言書』提出

※環境負荷物質確認フロー(付表3)で弊社への納入品を確認していただき
その結果によって『環境負荷物質 非含有宣言書』(別紙2) 或いは『環境負荷物質 含有宣言書』(別紙3)の提出をお願いいたします。

-1 『環境負荷物質 非含有宣言書』(別紙2)について

- ・ 環境負荷物質 非含有の部材を間違いなく納入していただくための宣言書で、部長以上の役職の方の署名・印をお願いいたします。
- ・ サンコールグループへ納入される部材を記入願います。

-2 『環境負荷物質 含有宣言書』(別紙3)について

- ・ やむを得ず、サンコールの指定した使用・含有禁止物質が存在する場合
部長以上の役職の方の署名・押印のうえ提出をお願いいたします。

(3) 「環境窓口責任者登録」(別紙4)の提出

- ・ 提出された内容にてお取引先様の環境窓口責任者として登録管理致します。登録以降の環境に対する問い合わせの担当窓口とさせていただきます。尚、担当者が変更になりましたら同様式にて変更の連絡をお願い致します。

(4) 「部材の環境負荷物質分析データ」の提出

- ・ サンコールグループへ納入していただく部材の環境負荷物質分析データをお持ちの場合は、コピーを提出願います。

6. 帳票の提出について

【提出期限】

弊社担当部署から提出依頼を受けた後、所定の期限までに提出をお願いします。

【提出方法】

所定のフォーマットを、郵送にて提出をお願いします。

【提出先】

〒615-8555

京都市右京区梅津西浦町14

サンコール株式会社 業務・管理部門 調達・物流部 宛て

尚、提出書類に関するお問い合わせ、相談などは下記へお電話下さい。

- ・ 調達・物流部：TEL (075) - 881 - 4441

提出頂いた情報は、環境に関わる納入先や公的機関への報告を目的に使用致します。本目的以外に情報を開示することはありません。

改訂履歴

No.	改訂年月	改訂内容
Ver 1.0	2005年 2月 13日	制定
Ver 2.0	2008年 3月 14日	全面改訂
Ver 2.1	2011年 7月 1日	環境経営者の変更、『サンコール使用・含有禁止環境負荷物質リスト』（付表1,2）の改訂
Ver 3.0	2013年 7月 1日	・ 環境経営者の変更、『サンコール使用・含有禁止環境負荷物質リスト』（付表1,2）の改訂 ・ 環境負荷物質確認フロー（付表3）により提出帳票を『環境負荷物質 非含有宣言書』（別紙2）或いは『環境負荷物質 含有宣言書』（別紙3）とした。
Ver 4.0	2015年 4月 1日	環境経営者の変更、『サンコール使用・含有禁止環境負荷物質リスト』（付表1,2）の改訂
Ver 5.0	2017年 4月 1日	環境経営者の変更、『（付表1）環境負荷物質管理基準（自動車部品）』、『（付表2）環境負荷物質管理基準（電機・電子製品）』の改訂